

# 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本構想

令和 7 年 9 月

上 越 市

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### （上越市の地理的概況）

1. 上越市は新潟県の南西部に日本海に面して位置する都市である。平野部・山間部・海岸部と変化に富んだ地形を有し、美しい景観や多様な自然に恵まれている一方、山間部では、不安定な地形と脆弱な地質により、全国有数の地すべり多発地帯となっている。

市域の総面積 9 7 3 . 8 9 k m<sup>2</sup>のうち、東部を中心に農業を主体とした土地利用が行われている。中山間地域は、農業生産機能だけでなく、景観や環境機能を有しているが、少子化、高齢化、過疎化が進む中、農業の担い手不足等の理由により、棚田の保全等が困難な状況にある。

気候は、気温や降雪量の日較差はあるものの、いずれの地域も四季の変化がはっきりしており、冬期に降雪量が多く、快晴日数が少ない典型的な日本型である。春から初夏にかけては降水量が少なく日照時間が多い一方、夏は湿気が多く気温も高い。冬は、西高東低の冬型の気圧配置の影響から北西寄りの季節風が強く、降雪量も多い。また、中山間地は相対的に気温が低く、冷涼な用水、気温の日較差などの特徴がある。これらは、稲作にも大きく影響し、特に米の食味の良さの一因になっている。

### （上越市農業の現状）

2. 総農家戸数は、令和2年が4, 8 8 2戸で、平成27年の6, 7 5 9戸と比べて、1, 8 7 7戸（約28%）減少している。

耕地面積は、令和2年が16, 9 0 0haで平成27年の17, 5 0 0haと比べて6 0 0ha（約3%）減少した。これは、山間地の自然かい廃や平坦地の農地転用等によるものである。

（※数値は世界農林業センサス及び農林水産統計年報による。）

| 項目                   | H27     | R2      | 増減      |      |
|----------------------|---------|---------|---------|------|
|                      |         |         | R2-H27  | 割合   |
| 総農家数（戸）              | 6, 759  | 4, 882  | △1, 877 | △28% |
| 主業農家（戸）              | 470     | 331     | △139    | △30% |
| 準主業農家（戸）<br>副業的農家（戸） | 3, 759  | 2, 578  | △1, 181 | △31% |
| 耕地面積（ha）             | 17, 500 | 16, 900 | △600    | △3%  |

また、65歳以上の農業就業人口の割合は、平成2年から平成27年に至る25年間で36.4%から71.6%まで上昇し、農業従事者の高齢化が一段と進行している。

とりわけ、高齢化や、過疎化の進行により、担い手・後継者不足が深刻な中山間地域においては、農業そのもの、また農村を維持する担い手の確保が急務となっていることから、農業が継承されない又は担い手に集積されない農地について、荒廃農地等とならないよう農地保全に向けた取組を進める必要がある。

### （育成すべき農業者のすがた）

3. 上越市の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するものとする。

高い生産性・収益性を有する経営体の育成に当たっては、主たる農業従事者が、地域における他産業従事者並の労働時間で、地域における他産業従事者と遜色ない生涯所得の水準を目指すことを基本とし、これら経営体が当市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することを目標とする。

具体的には、各地域の実情に合わせ、年間農業所得〔主たる農業従事者1人当たり400万円～500万円程度〕、年間労働時間〔主たる農業従事者1人当たり1,800～2,000時間程度〕の範囲内を確保できる水準とする。

ただし、中山間地等条件的に不利な要素が多い地域においては、年間農業所得〔主たる農業従事者1人当たり300万円～400万円程度〕を目指すものとする。

### （農業振興の方向性）

4. 上越市は、将来の農業を担う意欲ある農業経営者の意向や、農業経営に関する地域的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために取り組む自主的な努力を助長することを基本として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業、その他経営・生産の向上に必要な措置を総合的に実施する。

あわせて、主食用米と非主食用米の省力・低コスト化・多収による生産性向上と安定生産・供給を通じて水田農業所得の最大化を進める。

#### ＜上越市担い手育成総合支援協議会の役割＞

上越市は、上越市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、上越農業普及指導センター（以下「農業普及指導センター」という。）、えちご上越農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）等の関係機関・団体で組織する上越市担い手育成総合支援協議会（以下「担い手育成総合支援協議会」という。）が中心となって、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項または第13条の2第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）などの地域における中心的な担い手を育成するとともに、U I J ターン者、農業に参入する企業など、新たな担い手の確保や兼業、自給的農家、半農半Xなど多様な担い手の育成を通じて農地の有効利用を推進する。また、上越市中山間地域元気な農業づくり推進協議会と

連携し、中山間地域農業の維持・振興に向けた農業者等の取組をサポートするとともに、農地や地域農業の課題を共有し、その解決・改善に向けた取組を支援する。

また、認定農業者及び認定新規就農者、並びに今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、先進技術の導入等を含む生産方式や経営の合理化などの重点指導、持続可能な経営体の育成に向けた経営基礎力強化を図るための研修会を開催するとともに、消費者ニーズに即応した生産を図るため、マーケットの動向を注視するものとする。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる発展に資するため、当該計画の実践結果に関する助言等と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

#### <農地の集積・集約化>

効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、地域での話合いのもと策定した地域計画の実現に向けた活動を推進し、農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等の活用により、経営体等への農用地の利用集積及び集約化を促進するとともに、地域の実情に応じて農作業受委託を推進する。

また、農地の集積・集約化による規模拡大を進める中、一層の作業効率化や初心者でも取り組みやすい農業の実現が必要となることから、A I や I C T 等の先端技術を農業に活用するスマート農業の導入・実践を推進する。

#### <生産組織や多様な担い手の育成と確保>

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置を占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを担っており、経営の効率化を進めながら、比較的立地条件に恵まれた地域においては、地域計画に基づく農地の利用集積・集約化の促進及び水田を活用した複合営農の展開などにより、生産性の高い組織経営体の育成を図る。

あわせて、生産現場における人手不足等やコスト削減に対応するため、就農をサポートする地域のエンジンとなる組織の育成を図るとともに、地域に合った法人間の連携やスマート農業機械を利用した作業代行等の定着を促進するとともに、生産技術のみならず経営管理や情報収集能力に優れ、生産物の有利販売など消費者ニーズに即したマーケティング戦略を持つ経営体の育成を図る。

担い手・後継者不足が深刻な中山間地域においては、農業・農村を維持するため、地域の話し合いの場を継続し、平場の法人による営農支援のほか、半農半X、U I J ターン者、兼業・自給的農家、農業分野に参入する企業などの多様な担い手により、地域農業を維持する。

また、経営の安定化と所得の確保を図るため、上越市農業の根幹である稲作の生産性向上への支援を強化するとともに、農業普及指導センターや土地改良区、農業

協同組合等と連携して、需要に応じた米生産、園芸作物の導入・拡大などによる複合営農や農産加工等の導入による経営の多角化を積極的に推進する。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に向けた話し合い等、積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定及び法第14条の4の青年等就農計画の認定については、本制度を望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、地域計画を基本に地域の合意形成を図りながら進めるとともに、農地中間管理機構の活動や農業委員会等の支援による農用地の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的な活用を図るものとする。

### （新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成）

5. 上越市は、農業の維持・活性化を図って行くため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく。

#### （1）新規就農者の現状

令和6年の新規就農者は15人であり、例年より若干少ないが、平成26年以降、年平均20人以上を確保している。

#### （2）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

新潟県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の目標値及び上越市食料・農業・農村基本計画の目標値を踏まえ、上越市において新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標は、次のとおりとする。

| 項 目          | 目 標 | 目標年度   |
|--------------|-----|--------|
| 新規就農者の年間確保目標 | 35人 | 令和16年度 |

#### （3）就農・就業者の確保・育成の基本方針

親元就農、新規参入及び農業法人等への就業等、多様な就業形態により意欲ある人材を積極的に確保するとともに、中高年齢者にあっても、地域実態に即し、他産業従事経験を活かして、近代的な農業経営を担うに相応しい人材を確保する。

#### （4）将来の経営体を担うべき人材の能力

家族経営においては、農家世帯収支から家計と農業経営を区分し、的確に経営内容を把握するとともに、技術面はもとより、経営面も含めた後継者の育成や従業員育成が不可欠である。また、組織経営体においては、規模拡大や新規部門の開拓、従業員の福利厚生等の企業的な経営ノウハウが必要であるため、次に掲げる能力を持った人材の育成に努める。

- ①技術的能力
- ②経営管理能力
- ③組織対応能力

- (5) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標  
上越市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間(主たる従事者1人当たり概ね1,800～2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には概ね他産業従事者と遜色ない所得(主たる従事者1人当たり400万円～500万円程度)を目標とする。

このうち、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいため、主たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

- (6) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業普及指導センターや農業協同組合のほか上越市中山間地域元気な農業づくり推進員、担い手育成総合支援協議会のコーディネーター等が重点的な指導を行うなど、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要であり、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

なお、将来、就農を検討している市民や移住予定者がいる場合には、市担当部署が把握している情報を共有することにより就農相談に的確につなげていく。

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示した目標を実現する効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市内で展開している優良事例を踏まえ、食料・農業・農村基本法や上越市食料・農業・農村基本条例の理念を念頭に置きつつ、主要な営農類型を示すと次のとおりとなる。また、それぞれの経営体においては、「生産方式の合理化」、「経営管理の方法」、「農業従事の態様等」について取り組み、効率的かつ安定的な農業経営の指標の実現を目指すものとする。

[個別経営体]

○生産方式の合理化

- ・基盤整備による区画整備、スマート農業技術や直播技術の導入、ほ場の集約化等により省力化を図る。

○経営管理の方法

- ・PC等を活用した記帳及び経営分析による経営の改善を図る。
- ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。
- ・青色申告の実施

○農業従事の態様等

- ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
- ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

| 区分    | 営農類型         | 経営規模        | 生産方式                |
|-------|--------------|-------------|---------------------|
| 個別経営体 | 1 平場水稻単一型    | 〈作付面積〉      | 〈資本装備〉              |
|       | 主食用米＋加工用米    | 主食用米 14.0ha | ・作業場兼格納庫（60坪） 1棟    |
|       |              | 加工用米 6.0ha  | ・パイプハウス（110坪） 1棟    |
|       | [所得目標963万円]  |             | ・トラクター（80ps） 1台     |
|       | [従事者数 2.0人]  | 〈経営面積〉      | ・乗用田植機（8条） 1台       |
|       | 粗収益 31,633千円 | 20.0ha      | ・コンバイン（5条） 1台       |
|       | 経営費 22,029千円 | 自作地 1.0ha   | ・フォークコリフト（1.5トン） 1台 |
|       | 所得率 30.4%    | 借地 18.0ha   | ・乾燥機（45石） 2台        |
|       | 1人当たり労働時間    |             | ・トラック（1t） 1台        |
|       | 1,596時間      |             | ・精米機（210kg/hr） 1台   |
|       |              |             | ・色彩選別機（360kg/hr） 1台 |
|       |              |             | ・ドローン 1台            |
|       |              |             | 〈その他条件〉             |
|       |              |             | ・主食用米の一部を直売         |
|       |              |             | ・密苗、側条施肥を導入         |

| 区分 | 営農類型                                                                                                                                  | 経営規模                                                                                                                         | 生産方式                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 2 平場土地利用型<br>主食用米＋加工用米＋<br>大豆＋水稲作業受託<br>[所得目標637万円]<br>[従事者数 1人]<br>粗収益 22,441千円<br>経営費 16,067千円<br>所得率 28.4%<br>1人当たり労働時間<br>1,490時間 | <作付面積><br>主食用米 5.8ha<br>加工用米 4.2ha<br>大豆 2.0ha<br>水稲作業受託 5.0ha<br><経営面積><br>12.0ha<br>自作地 1.5ha<br>借地 10.5ha<br>作業受託 5.0ha   | <資本装備><br>・作業場兼格納庫（50坪） 1棟<br>・パイプハウス（130坪） 1棟<br>・トラクター（40ps） 1台<br>・乗用田植機（8条） 1台<br>・コンバイン（4条） 1台<br>・フォークリフト（1.5トン） 1台<br>・乾燥機（45石） 2台<br>・精米機（210kg/hr） 1台<br>・色彩選別機（360kg/hr） 1台<br>・ドローン 1台<br><その他の条件><br>・密苗、側条施肥を導入<br>・作業受託は30a区画を基準とする。<br>・大豆の収穫調整は委託する。 |
|    | 3 平場野菜複合型<br>主食用米＋大豆＋露地<br>野菜<br>[所得目標948万円]<br>[従事者数 2.0人]<br>粗収益 26,375千円<br>経営費 16,897千円<br>所得率 35.9%<br>1人当たり労働時間<br>1,586時間      | <作付面積><br>主食用米 9.0ha<br>大豆 2.0ha<br>えだまめ 0.5ha<br>ブロッコリー 0.2ha<br>アスパラ菜 0.02ha<br><経営面積><br>11.7ha<br>自作地 1.5ha<br>借地 10.2ha | <資本装備><br>・作業場兼格納庫（40坪） 1棟<br>・パイプハウス（85坪） 1棟<br>・トラクター（45ps） 1台<br>・乗用田植機（8条） 1台<br>・コンバイン（5条） 1台<br>・フォークリフト（1.5トン） 1台<br>・乾燥機（50石） 2台<br>・トラック（1t） 1台<br>・精米機（210kg/hr） 1台<br>・色彩選別機（360kg/hr） 1台<br><その他の条件><br>・水稲の半分は直売<br>・えだまめの収穫・出荷調整は委託<br>・大豆の防除・収穫は委託    |



| 区分             | 営農類型                                                                                                                          | 経営規模                                                                                                                       | 生産方式                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個別経営<br>営<br>体 | 3 平場野菜複合型<br>主食用米＋大豆＋露地野菜<br><br>[所得目標948万円]<br>[従事者数 2.0人]<br>粗収益 26,375千円<br>経営費 16,897千円<br>所得率 35.9%<br>1人当たり労働時間 1,586時間 | <作付面積><br>主食用米 9.0ha<br>大豆 2.0ha<br>えだまめ 0.5ha<br>ブロッコリー 0.2ha<br>アスパラ菜 0.02ha<br><br><経営面積><br><br>自作地 1.5ha<br>借地 10.2ha | <資本装備><br>・作業場兼格納庫（40坪） 1棟<br>・パイプハウス（85坪） 1棟<br>・トラクター（45ps） 1台<br>・乗用田植機（8条） 1台<br>・コンバイン（5条） 1台<br>・フォークリフト（1.5トン） 1台<br>・乾燥機（50石） 2台<br>・トラック（1t） 1台<br>・精米機（210kg/hr） 1台<br>・色彩選別機（360kg/hr） 1台<br><br><その他の条件><br>・水稻の半分は直売<br>・えだまめの収穫・出荷調整は委託<br>・大豆の防除・収穫は委託 |
|                | 4 中山間地土地利用型<br>主食用米＋そば<br><br>[所得目標468万円]<br>[従事者数 1.0人]<br>粗収益 14,878千円<br>経営費 10,195千円<br>所得率 31.5%<br>1人当たり労働時間 1,852時間    | <作付面積><br>主食用米 6.5ha<br>そば 2.0ha<br><br><経営面積><br><br>自作地 0.5ha<br>借地 8.0ha                                                | <資本装備><br>・作業場兼格納庫（35坪） 1棟<br>・パイプハウス（56坪） 1棟<br>・トラクター（28ps） 1台<br>・乗用田植機（4条） 1台<br>・コンバイン（2条） 1台<br>・フォークリフト（1.5トン） 1台<br>・乾燥機（40石） 1台<br>・軽トラック 1台<br>・精米機（200kg/hr） 1台<br>・色彩選別機（200kg/hr） 1台<br>・そば播種機 1台<br><br><その他の条件><br>・米の販売は直売を含む                         |

| 区分     | 営農類型                                                                                                             | 経営規模               | 生産方式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個別経営主体 | 5 全域肉用牛単一型<br>[所得目標1,275万円]<br>[従事者数 3.0人]<br>粗収益 187,426千円<br>経営費 174,674千円<br>所得率 6.8%<br>1人当たり労働時間<br>1,980時間 | <作付面積><br>肉用牛 200頭 | <資本装備><br>・牛舎 (368坪) 1棟<br>・堆肥舎m (94坪) 1棟<br>・ダンプカー (2トン) 1台<br>・トラクター (30ps) 1台                                                                                                                                                                                                                                         |
|        | 6 全域酪農単一型<br>[所得目標877万円]<br>[従事者数 2.0人]<br>粗収益 83,073千円<br>経営費 74,298千円<br>所得率 10.6%<br>1人当たり労働時間<br>1,995時間     | <作付面積><br>酪農 60頭   | <資本装備><br>・成牛舎 (210 坪) 1 棟<br>・育成牛舎 (28 坪) 1 棟<br>・尿溜 (125 m <sup>3</sup> ) 1 棟<br>・堆肥舎(1/2 リース) (210 坪) 1 棟<br>・収納庫 (26 坪) 1 棟<br>・バーンクリーナ 1 台<br>・ミルカ (クラスター1/2 リース) 1 台<br>・バルククーラー (クラスター1/2 リース) 1 台<br>・自動給餌機 1 台<br>・トラクター (54ps) (2 戸共有) 1 台<br>・ショベルローダ (800 kg) (2 戸共有) 1 台<br>・ダンプ (2 トン) 1 台<br>・細霧システム 16 台 |

[組織経営体]

○生産方式の合理化

- ・基盤整備による区画整備、スマート農業技術や直播技術の導入、ほ場の集約化等により省力化を図る。

○経営管理の方法

- ・PC等を活用した記帳及び経営分析による経営の改善を図る。
- ・青色申告の実施
- ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。

○農業従事の態様等

- ・雇用就業者の就業環境整備を図る。
- ・社会保険等の加入
- ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

| 区分                    | 営農類型                      | 経営規模         | 生産方式                |
|-----------------------|---------------------------|--------------|---------------------|
| 組<br>織<br>経<br>営<br>体 | 1 平場土地利用型                 | 〈作付面積〉       | 〈資本装備〉              |
|                       | 主食用米＋加工用米＋大豆              | 主食用米 50.0ha  | ・作業場兼格納庫（100坪） 1棟   |
|                       |                           | 加工用米 10.0ha  | ・パイプハウス（260坪） 1棟    |
|                       |                           | W C S 15.0ha | ・トラクター（80ps・車輪） 3台  |
|                       | [主たる従事者の給与<br>報酬目標 498万円] | 大豆 25.0ha    | ・トラクター（90ps・セミク） 1台 |
|                       | [従事者数 8人]                 | 〈経営面積〉       | ・乗用田植機（8条） 2台       |
|                       | 粗収益 132,628千円             | 100.0ha      | ・コンバイン（6条） 3台       |
|                       | 経営費 92,816千円              | 借地 100.0ha   | ・フォークリフト（1.5トン） 1台  |
|                       | 所得率 30.0%                 |              | ・乾燥機（60石） 5台        |
|                       | 1人当たり労働時間<br>1,331時間      |              | ・トラック（1t） 1台        |
|                       |                           |              | ・軽トラック 3台           |
|                       |                           |              | ・精米機（300kg/hr） 1台   |
|                       |                           |              | ・色彩選別機（2.7t/hr） 2台  |
|                       |                           |              | ・ドローン 2台            |
|                       |                           |              | ・不耕起V溝直播機（2.4m） 1台  |
|                       |                           |              | ・大豆コンバイン（2.6m） 1台   |

|                       | 営農類型                                                                                                                                                    | 経営規模                                                                                                                           | 生産方式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 組<br>織<br>経<br>営<br>体 | 2 平場露地園芸複合<br>型<br>主食用米＋加工用米＋<br>大豆＋露地野菜<br>[主たる従事者の給与<br>報酬目標 450万円]<br>[従事者数 6人]<br>粗収益 93,009千円<br>経営費 66,313千円<br>所得率 28.7%<br>1人当たり労働時間<br>1,754時間 | <作付面積><br>主食用米 24.0ha<br>加工用米 8.0ha<br>大豆 8.0ha<br>えだまめ 6.0ha<br>ブロッコリー 1.0ha<br>アスパラ菜 0.05ha<br><経営面積><br>46.1ha<br>借地 46.1ha | <資本装備><br>・作業場兼格納庫 (90坪) 1棟<br>・パイプハウス (230坪) 1棟<br>・堆肥盤 (22坪) 1棟<br>・トラクター (80ps・車輪) 1台<br>・トラクター (60ps・車輪) 1台<br>・乗用田植機 (8条) 2台<br>・コンバイン (6条) 1台<br>・コンバイン (5条) 1台<br>・フォークリフト (1.5トン) 1台<br>・乾燥機 (50石) 3台<br>・トラック (1t) 1台<br>・軽トラック 2台<br>・精米機 (300kg/hr) 1台<br>・色彩選別機 (2.3t/hr) 1台<br>・ドローン 1台<br>・大豆コンバイン 1台<br><その他の条件><br>・アスパラ菜は冬季間の栽培とし、<br>水稲育苗ハウスを想定<br>・えだまめ収穫以降は作業委託及び<br>J A共選出荷 |
|                       | 3 中山間地特産複合<br>型<br>主食用米＋そば<br>[主たる従事者の給与<br>報酬目標 448万円]<br>[従事者数 3.0人]<br>粗収益 44,392千円<br>経営費 30,924千円<br>所得率 30.3%<br>1人当たり労働時間<br>1,452時間             | <作付面積><br>主食用米 17.0ha<br>加工米 3.0ha<br>そば 7.5ha<br><経営面積><br>27.5ha<br>借地 27.5ha                                                | <資本装備><br>・作業所兼格納庫 (90坪) 1棟<br>・露地プール育苗 (580坪) 1式<br>・トラクター (60ps・セミク) 1台<br>・田植機 (乗用8乗) 1台<br>・コンバイン (5条) 1台<br>・汎用コンバイン (刈幅2.4m) 1台<br>・ファークリフト (1.5トン) 1台<br>・乾燥機 (50石) 3台<br>・軽トラック 2台<br>・精米機 (300kg/hr) 1台<br>・色彩選別機 (2.3t/hr) 1台<br>・ドローン 2台                                                                                                                                              |

## 第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す農業経営の基本的指標

- 1 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標の規模とする。
- 2 このうち、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいとため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

## 第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- (1) 本市の農産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を実現するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を効果的に活用するとともに、担い手育成総合支援協議会、農業普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修会の開催や相談対応等に取り組む。
- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、就農希望者に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。
- (3) 上越市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向けて、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など、農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着して活躍できるよう、必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

### 2 市が主体的に行う取組

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、担い手育成総合支援協議会や農業普及指導センター、農業協同組合など関係機関・団体と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住相談の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や農業用機械等の資金調達などのサポートを行う。
- (2) これらのサポートを一元的に行える就農相談員を担い手育成総合支援協議会内に設置するとともに、市の関係部署と連携し、営農面から生活面までの様々な相談に対応するほか、関係機関等と連携し、他の農家等との交流の場を設けるなど、就農

準備から定着までの一連の支援を行う。

- (3) 新規就農者等が地域内で孤立することがないように、就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、地域計画の修正等の措置を講じる。
- (4) 新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用できるよう、担い手育成総合支援協議会及び関係機関と連携し、必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関・団体との連携・役割分担の考え方

- (1) 上越市は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等の資金調達などのサポート等を次の役割分担により実施する。
  - ① 農地中間管理機構及び、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
  - ② 個々の集落（地域計画の対象区域）では、新たに農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

### 4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

担い手育成総合支援協議会において関係機関等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、市ホームページへの情報掲載、農業大学校や専門学校等へ訪問、就農イベントへの参加などを通じて、確保に取り組む。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地利用の集積等に関する目標
  - 第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標を次のとおり設定して推進する。
  - また、農用地の集約化については、地域計画を踏まえ担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理機構を活用しながら、県、市、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯雑の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標

| 目標        |                                            | 目標年度  |
|-----------|--------------------------------------------|-------|
| 担い手への集積   | 9割程度<br>(農地集積面積 15,000ha 程度)               | 令和16年 |
| 育成すべき経営体数 | 経営体 600<br><br>(内訳) 個別経営体 400<br>組織経営体 200 | 令和16年 |

## 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等

平坦地域においては、大規模経営体の育成が図られているほか、集落営農による組織化・法人化の取組により、認定農業者等への農地の集積・集約化が進んでいる。

一方、中山間地域においては、農業従事者の高齢化等により、担い手不足が深刻化しており、農地の受け手側の不足によって農地の集積・集約化が停滞している。

### (2) 今後の見通し

平坦地域においては、大規模経営体や組織経営体等の担い手への農地集積が進むものと推測され、さらに広範囲に散在する担い手の農地については、地域計画及び地域内での話し合いを通じて集積・集約化を進めることで効率のよい営農活動を目指す。

一方、中山間地域においては、荒廃農地等が増加するものと推測されることから、地域での話し合いにより、引き続き利用していく農地と粗放的に管理していく農地を区分した中で地域の実情に即した営農を目指す。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

上越市は新潟県が策定した『農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針』の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性等を十分踏まえて、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業に取り組むものとする。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成するために必要な事業

これらの各事業については、地域計画の実効性確保に向けて、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 県営ほ場整備事業の実施が進められる地区では、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理事業による利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって地域計画に位置付けられた担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 未整備ほ場が多い中山間地域においては、基盤整備事業や中山間地域等直接支払制度を積極的に活用するとともに、多様な担い手の確保を推進し、担い手不足の下で発生が懸念される荒廃農地等の発生防止を図る。

## 1 地域計画推進事業

### (1) 地域計画推進事業の趣旨

地域計画の実現に向けて、農業者等による協議の場等を継続して実施し、農地の集約化など、農用地の効率的かつ総合的な利用の促進を図る。

### (2) 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、対象区域における基幹作物である水稻栽培の繁忙期を除いて設定する。

### (3) 協議の場の開催に係る情報提供の方法

地域の主要な担い手への通知等に加え、他の農業関係の集まりの機会を活用し、周知を図る。

### (4) 協議の場の参加者

農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、県、土地改良区、その他の関係者とする。

### (5) 相談窓口の設置

協議の場の参加者等からの問合せに対応するための窓口を市に設置する。

### (6) 地域計画の区域

農業振興地域内の農用地区域を地域計画の区域とすることを基本とする。なお、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な場合は、粗放的な利用等による農用地の保全を検討する。

### (7) 地域計画の変更

地域計画の変更に当たっては、市が県、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体と連携しながら、協議の場の設置から変更後の地域計画の公表に至るまで、進捗管理を行う。

### (8) 地域計画に基づく農用地の権利設定の進め方



農用地の権利設定については、地域計画が目指す農地の集積・集約化の実現に向け、農地中間管理機構による農地中間管理事業や農地中間管理機構の特例事業を通じて、利用権の設定、移転または所有権の移転を行うことを基本とする。

## 2 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

上越市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として、適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### (5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるもの

は、基本要綱参考様式第6－1号の認定申請書を上越市に提出して、農用地利用規程について上越市の認定を受けることができる。

② 上越市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ (4)①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 上越市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該農業団体の構成員から農作業の委託を受けて、農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下、「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 上越市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)

の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申請に係わる農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （７） 農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認められるときは、その農業上の利用程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をするものがある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### （８） 農用地利用改善事業の指導、援助

① 上越市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 上越市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 3 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

#### (1) 農作業の受委託の促進

上越市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及・啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合等による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合等は、農作業受委託事業の活用等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業の受委託の促進に努めるものとする。

### 4 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

#### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

上越市は、1 から 3 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 上越市は、農業生産基盤整備事業を通じて、水田の大区画化など作業効率及び地力の高い汎用利用が可能な優良農地の確保及び保全を図るとともに、コントリーエレベーター、ライスセンター、育苗施設、堆肥センター等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的で持続的な農業経営が図られるよう条件整備を図る。

イ 上越市は、市内各地において、水田を中心とした土地利用型農業活性化対策への積極的取組を行い、水稻作・大豆作・中山間地でのそば作等を通じ、地域に適した望ましい経営の育成を図ることとする。

ウ 上越市は、中山間地域において、中山間地域直接支払交付金に基づき集落協定ごとに作成する集落マスタープランに基づいた、機械・農作業の協同化による効率的な地域農業体制の確立に資するよう努める。

エ 上越市は、中山間地域において、農業交流基盤及び農村環境の整備を行い、棚田などを活用し、地域住民活動と連携した農村交流・農業体験の場づくりを推進する。

オ 上越市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するように配慮する。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

上越市は、担い手育成総合支援協議会その他の関係機関・団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画と共有する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において、当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 関係機関等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資するよう、相互に連携を図りながら協力するように努め、上越市は、このような協力の推進に配慮する。

## 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成するために必要な事業

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 就農意欲の醸成に向けた取組

教育機関と連携を図り、農業教育環境の充実により就農希望者に対する積極的な就農啓発活動を行い、就農意欲を喚起するとともに、相談窓口の設置により就農希望者からの相談に対応する。

② 就農希望者に対する情報提供

担い手育成総合支援協議会、農業普及指導センター、農業協同組合などと連携し、就農希望者のニーズに応じた研修先や就農・就業先の情報提供やマッチングを行う。

(2) 新たに農業経営を営む青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

上越市が主体となって、担い手育成総合支援協議会や、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップ状況等を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないように、地域計画の実践等を通じて、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

③ 経営力の向上に向けた支援

他産業の経営ノウハウを習得できる研修等の機会の提供などにより、きめ細

やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、上越市及び担い手育成総合支援協議会、栽培技術や経営ノウハウの習得のための研修教育については、新潟県農業大学校、就農前後の助言・指導等フォローアップについては農業普及指導センターや農業協同組合等、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

## 附 則

- 1 この基本構想は、平成 7 年 1 月から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 1 3 年 9 月新潟県知事の変更同意の日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 1 7 年 6 月新潟県知事の変更同意の日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 1 7 年 1 1 月新潟県知事の変更同意の日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成 1 8 年 8 月新潟県知事の変更同意の日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成 2 1 年 3 月新潟県知事の変更同意の日から施行する。
- 7 この基本構想は、平成 2 2 年 6 月新潟県知事の変更同意の日から施行する。
- 8 この基本構想は、平成 2 6 年 9 月新潟県知事の変更同意の日から施行する。
- 9 この基本構想は、令和 3 年 9 月新潟県知事の変更同意の日から施行する。
- 1 0 この基本構想は、令和 5 年 9 月新潟県知事の変更同意の日から施行する。
- 1 1 この基本構想は、令和 6 年 9 月新潟県知事の変更同意の日から施行する。
- 1 2 この基本構想は、令和 7 年 9 月新潟県知事の変更同意の日から施行する。

## 上越市

### 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

令和 7 年 9 月発行

発 行 上越市 農林水産部 農政課

〒943-8601 新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

T E L 025-520-5606 F A X 025-526-6185

U R L <https://www.city.joetsu.niigata.jp/>

E m a i l [nousei@city.joetsu.lg.jp](mailto:nousei@city.joetsu.lg.jp)